

令和4年第1回定例会 2日目 会議結果

開閉会日時	令和4年3月3日	開会	10:00	会議場所	別海町議会 議場
	木曜日	閉会	15:04		

会議に付した事件及び会議結果など

発言者	会議経過																																																
議長 西原	10:00 開議																																																
議長 西原	挨拶																																																
	出席議員16名、欠席議員0名																																																
議長 西原	・ 定足数に達しているため、本日の会議を開く。																																																
議長 西原	・ 本日の議事日程は、配付のとおり。																																																
議長 西原	日程第1 会議録署名議員の指名																																																
議長 西原	・ 会議規則第126条の規定により、7番木嶋議員、8番松壽議員、9番今西議員の3名を指名する。																																																
議長 西原	日程第2 特別委員会付託事件審査結果報告																																																
議長 西原	・ 特別委員会に付託した議案の審査結果の報告を議題とする。																																																
議長 西原	(1) 予算決算審査特別委員会付託事件（町長提出議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号議案第17号）																																																
議長 西原	・ 全員をもって構成した委員会で審査しているため、委員長報告を省略することに異議はないか。																																																
議長 西原	簡易評決																																																
	異議なし																																																
議長 西原	決定																																																
議長 西原	日程第3 各議案の討論・採決																																																
議長 西原	(1) 予算決算審査特別委員会付託事件																																																
議長 西原	・ 令和4年度各会計予算については、全員をもって構成した委員会で審査し、質疑・討論、採決を行っているため、討論を省略することに異議はないか。																																																
議長 西原	簡易評決																																																
	異議なし																																																
議長 西原	決定																																																
議長 西原	議案第10号 令和3年度別海町一般会計補正予算(第9号)について																																																
議長 西原	採決																																																
	異議なし																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">議員の 賛否</th> <th style="width: 5%;">宮越</th> <th style="width: 5%;">横田</th> <th style="width: 5%;">田村</th> <th style="width: 5%;">小椋</th> <th style="width: 5%;">外山</th> <th style="width: 5%;">大内</th> <th style="width: 5%;">木嶋</th> <th style="width: 5%;">松壽</th> <th style="width: 5%;">今西</th> <th style="width: 5%;">小林</th> <th style="width: 5%;">瀧川</th> <th style="width: 5%;">松原</th> <th style="width: 5%;">中村</th> <th style="width: 5%;">佐藤</th> <th style="width: 5%;">戸田</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賛成</td> <td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td> </tr> <tr> <td>反対</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	議員の 賛否	宮越	横田	田村	小椋	外山	大内	木嶋	松壽	今西	小林	瀧川	松原	中村	佐藤	戸田	賛成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	反対															
議員の 賛否	宮越	横田	田村	小椋	外山	大内	木嶋	松壽	今西	小林	瀧川	松原	中村	佐藤	戸田																																		
賛成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																		
反対																																																	
議長 西原	議案第10号 原案可決																																																
議長 西原	議案第11号 令和3年度別海町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について																																																
議長 西原	採決																																																
	異議なし																																																

議長	西原
議長	西原
議長	西原

議案第16号 原案可決
 議案第17号 令和3年度別海町水道事業会計補正予算(第3号)
 採決

異議なし

議員の 賛否	宮 越	横 田	田 村	小 椋	外 山	大 内	木 嶋	松 壽	今 西	小 林	瀧 川	松 原	中 村	佐 藤	戸 田
賛成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
反対															

議長	西原
議長	西原

議案第17号 原案可決

- 日程第4 令和4年度別海町一般会計予算（町長提出議案第2号）
- 日程第5 令和4年度別海町国民健康保険特別会計予算（町長提出議案第3号）
- 日程第6 令和4年度別海町介護サービス事業特別会計予算（町長提出議案第4号）
- 日程第7 令和4年度別海町介護保険特別会計予算（町長提出議案第5号）
- 日程第8 令和4年度別海町後期高齢者医療特別会計予算（町長提出議案第6号）
- 日程第9 令和4年度町立別海病院事業会計予算（町長提出議案第7号）
- 日程第10 令和4年度別海町水道事業会計予算（町長提出議案第8号）
- 日程第11 令和4年度別海町下水道等事業会計予算（町長提出議案第9号）

議長	西原
----	----

・ 議案第2号から議案第9号までの8件については、一括議題とする。

一括説明

- 一般会計予算内容説明
- 国民健康保険特別会計予算内容説明
- 介護サービス事業特別会計予算内容説明
- 介護保険特別会計予算内容説明
- 後期高齢者医療特別会計予算内容説明
- 病院事業会計予算内容説明

総務部長	浦山
------	----

福祉部長	今野
------	----

病院事務長	三戸
-------	----

議長	西原
----	----

休憩 10:55

議長	西原
----	----

再開 11:04

建設水道部長	伊藤
--------	----

- 水道事業会計予算内容説明
- 下水道等事業会計予算内容説明

議長	西原
----	----

・ 議案第2号から議案第9号までの8件の審査について、予算決算審査特別委員会へ付託のうえ、審査することに異議はないか。

議長	西原
----	----

簡易評決

異議なし

議長	西原
----	----

決定

議長	西原
----	----

・ 全員による予算決算審査特別委員会に付託されたので、質疑を省略することに異議はないか。

議長	西原
----	----

簡易評決

異議なし

議長	西原
----	----

決定

議長	西原
----	----

日程第12 別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の制定について（町長提出議案第18号）

議長	西原
----	----

日程第13 別海町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第27号）

議長	西原
----	----

・ 議案第18号と議案第27号の2件については、一括議題とする。

議長	西原
----	----

一括説明

教育部長	山田
------	----

内容説明

中央公民館長	新堀
--------	----

内容説明

議長	西原
議員	3番 田村
議長	西原
議長	西原
教育部長	山田
議長	西原
議長	西原
教育部長	山田
教育部次長	石川
議長	西原
議長	西原
教育部長	山田
議員	3番 田村
副町長	佐藤

質疑

・附属設備等の使用料を規則へ全部委任したということについて、どういうことか。
生涯学習センターでは、入場料をとる行為だとか、それからの商売の行為はできなくなるということか。

別海町公民館条例の方で、同じ公民館でも中央公民館の取り扱いと西、東の公民館の取り扱いが全く違ってくるということを想定して、それでもいいということで決めたのか。

それと、位置と使用料だけの改正であれば、その位置の変更と使用料の別表の改正をすれば、管理運営ができないのかなと思うが。

・公民館については基本的な使用に関する部分は、どこも共通した考え方になる。
それらの東、西、中央というものがある中で、これまで3公民館を一つにした条例というふうになってたというふうに理解をしている。

ですので、そういった意味では、それぞれの公民館の条例に別々に分けるといような考え方はなく、現状のままの条例の作り込みというふうに考えている。

暫時休憩 11:43

再開 11:47

・附属施設については、きちっと決まったものがないので、現時点ではこの表現で問題がないということも、規定上こういう形でも問題ないというふうに理解をしている。

今後、附属施設の方も明確にでき上がった時点で必要な規定については、規則等で盛り込むということを考えていきたい。

行為の禁止に関しては、ここに規定のとおりですので、議員がおっしゃったとおり。

また、詳細については、規則等でも盛り込むように考えている。

・生涯学習センターという新しい施設ができ上がり、その中に機能や組織が公民館組織が入るので、あくまでも生涯学習センターの規則を持って、今まであった中央公民館については、進めていく。

何が何でも3公民館があるので、西と東と中央を一緒にするという考えはない。

あくまでも、生涯学習センターの機能を持たせることとしている。

暫時休憩 11:51

再開 11:53

・位置と使用料については、今回新たに生涯学習センターを設置して、その中に公民館機能を持たせるということで、あくまでも一部変更の条例ではなく、新たにできた施設の中に公民館置くということですので、そのセンターの使用料等を準用するというで定める必要があったんで、見方によっては重複するという見方もできるのかもしれないが、新たにでき上がった施設の使用料等をその規定を適用するというふうに定めたもの。

・附属設備がまだ決まってないものがあるというか、そういうことから使用料については、条例にかけないという意味なのか確認したい。

・位置と使用料の改定では、管理運営ができないのかという問いには、新しい条例を準用して管理運営をしていくということだが、公民館の設置及び管理の方に中央公民館は、生涯学習センターの何条から何条を準用するっていう決め方もあると思うが、そこら辺は選択した理由について教えてほしい。

・田村議員のおっしゃるとおり、条例で定めなければならないということでもありますから、これは条例の中で、センター使用料の一覧の中で規定をしているということ。

この附属設備等っていうのは、何をどのようなものを置くかというのがはっきりしてないから条例で定めないのかという質問ですけども、何をどのようなものを置いて、それを有料として、使用料を徴すべきものなのかどうなのかということが、はっきりと決まってないというものもありますが、備品等のこれらについては、条例で定めることなく、規則で定めることについても、条例の作りとしては間違いではないという判断があるので、細かくその辺を今後規定をしていきたい。

議員	3番	田村
議員	9番	今西
教育部長		山田
議員	9番	今西
教育長		登藤
議員	9番	今西
議長		西原
議長		西原
議員	13番	中村
中央公民館長		新堀
議員	13番	中村

行為の禁止の件については、生涯学習センターで行われるいろんなそういう物品の販売とかが、公民館の活動等あるいは、生涯学習センターとしての目的の達成のために、営利を目的としたものなのかどうかという判断が大変難しくなると思いますが、基本的には禁止するということに定めたということ。

それらの取り扱いについては、今後規則の中で細かく規定をして対応していきたい。

公民館設置条例の方については、中央公民館の施設がなくなるので、その機能が生涯学習センターという建物の中に入るということに謳い込んだということ。

中央公民館の現在の条例の中にそれらを適用するんだという謳い込みをするという方法も検討したが、今回はこのような適用除外を19条に加えて、その方がわかりいいのではないかなということでの今回の条例の作りとしたところ。

・使用料の中で、やはり大原則の自治法で使用料の時は条例で決めなければならないというものを超えてしまっている気がして仕方がないんで、規則で定めるとしても規則でお金を決めるわけにいかない。

だから、ある程度条例の中で、未確定の場合には、上限がとか範囲を示さないと規則に委任できないことに法制執務でなっているので、考えてほしい。

答弁はいらない。

・公募によりみなくると愛称をつけたが、その名称の位置づけは。

・他の施設の条例も、参考にはしたが、条例の中に愛称の部分まで入れているというようなケースはほぼなかった。

愛称として広く募集をして、みなくるということで決定をさせていただいて、今後も通常呼ぶときには、みなくるという愛称で親しみをもって呼ばれるというふうに考えられますが、あくまでも条例上は愛称の部分は入れずに規定をさせていただいている。

・やっぱり愛称というものを、みなくるという位置づけをしっかりとめるという意味でも、この名称の中に、自分を入れたい方がスムーズに町民も対外の人にもわかりやすい。

他の自治体がどうのこうのはいいんですけど、うちの町としてはそういう考え方でやっていただきたいということで再度。

・愛称を簡単な方でいう方がわかりやすいということで、そこは理解するんですが、条例の作りこみ上、正式名称でやるという部分であくまで生涯学習センターと言う明記をさせていただいたということですので、今後皆様方が読んでいただくものについては、みなくるという名称で呼ばれるのは結構だと思いますが、今回のこの部分については、正式名称で行かさせていただきたいということで、このような明記させていただいたということで御理解をいただきたい。

・御理解いたしました。

今後そういう意味では、でき上がった待ち望んだ施設ですんで、呼び方はそれぞれあるかもしれませんが、親しい気持ちを込めてあの施設を呼ばさせていただきます。

休憩 12:08

再開 12:58

・使用の制限、使用料の減免の部分も使用の停止又は取り消しのところも、教育委員会が特に必要と認めるときということで、教育委員会の判断に委ねられる部分について、規則等でその点についての判断基準みたいなものは作るのか。

センターの使用料の算出の基準は。

・条例施行規則の関係は、今後、教育委員会の方で制定する予定。

生涯学習センターの使用料の基準は、町の各施設の使用料及び手数料の見直しに関する基本的な考え方に基づき、その原価に受益者負担割合を用いて算出している。

・公民館条例の規則をこのまま当てはめるっていうように聞こえたんだけど、これは新しい条例ですので、その規則についても新しく作られるんだろうというふうに推測してるんですが、もう既にそれはできていますってということなのか、これから作るとしたらいつまでにできて、

中央公民館長	新堀
議員	13番 中村
議長	西原
議長	西原
総務部次長	入倉
議長	西原
議員	3番 田村
総務部長	浦山
議員	3番 田村
議長	西原
総務部次長	入倉
議長	西原
議員	8番 松壽
副町長	佐藤

どういう形で公開されるのか。

近隣の他の同等の施設との比較などはやられたのか。

・近隣の中標津町ですとか根室市等の料金設定も参考にさせていただいた。

規則については、今月中に教育委員会が制定させていただくということで、ただいま準備を取り進めている。

・どういふうに公開されますか

・今月中に開催の教育委員会議に提案いたしまして、そこで決まり次第、4月1日付で、公示予定。

・議案第18号については、総務文教常任委員会に付託する。

日程第14 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第19号）

内容説明

質疑

・改正前には出席議員の過半数っていう表示がなかったのが今回追加されている。

自治法上も、単純に出席議員の出席といいますか、議会の議決を得ればいいということなんですけども、これはなぜあえて条例の中で、過半数の議決を経なければならないとこういふうに記載したのか。

3条の条例はほとんどが改正になっているが、こういう場合には法制執務室などで、改正部分が大部分になる場合には、全部改正という手法を用いている。

今回こういふうにした理由について。

・議案説明にもありましたとおり、より住民に密着をした施設に対する取り扱いに言及をしているものであるということから、公の施設の重要性の位置づけの違いによって、議会の議決要件のハードルに違いがあるということ、よりわかりやすくお伝えするという意味から、第2条条文に出席議員の過半数という文言を示させていただいた。

条例の内容そのものは全3条からの構成に変わりはなく、また、条例で定める重要な公の施設のうち、特に重要な公の施設の利用または廃止に関して、規定するという作りも、基本的には変わっているものではない。

また、号が大幅に増えているというようなことはありますけれども、多岐にわたっての校正というような内容の条例ということでもないという判断から、今回、一部改正という手法により条例を改定を出させていただくこととした。

・やはり手法として一部改正という条例では法制執務でしっかりと書いてますんでね、結果は同じなんですけど、私たちこう審査する時には、やはりわかりやすいような改正の方法これを今後検討してもらおうとかやってもらえばそれでいい。

日程第15 別海町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第20号）

内容説明

質疑

・今回のこの3月の定例会において、改正しなければならなかったという何か理由があったのか。

今まで3名でやっていた監査が2名になるということで、その2名について負担がかかるのではないかと。

・現在、3月12日任期の方につきまして、任期満了をもって退任いたしたいとそういう申し出が町長の方にありました。

そのことが、一つの理由でありますのと、現在、12年間3名体制でやってきましたが、例えばそれを1年間だけ延ばすとか2年間だけ延ばすとかっていうのは、監査委員さんの任期のことを考えた時に、非常に難しいという判断をいたしまして、今回の3月定例会において、3名から2名に改正したいということになった。

		<p>監査項目、監査事項、あるいは監査に係るその日数が増えてきたということも聞いておりましたので、その場合3名から2名になった場合は、監査の内容についても、もう一度を検討するというにはなると思いますが、極端に3名体制が2名体制になったことよって、その負担が大きく増えるということには繋がっていないのではないかと考えている。</p>
総務部次長	入倉	<p>・先ほど附則の部分で、この条例は、令和4年4月1日から施行すると説明したが、令和4年3月13日と訂正させていただきます。</p>
議員	13番 中村	<p>・平成22年時の論議の中では、監査機能を強化しなきゃいけないということで、周りがどうこうということも確かに一つの基準になりますけれども、3人にした時の状況を顧みると、やはり別海町の監査機能強化することでの点が1番重要なのではないだろうかというふうに思っていて、盛んに3人のところは少ないっていうようなことで強調されていたので、それはいかがなものか。</p> <p>情勢の変化というのはこうこうだから、2人にしても大丈夫なんだっていうそこら辺を説明していただければ。</p>
副町長	佐藤	<p>・これまで12年間にわたって、監査の重要性をしっかりと職員もまた監査委員さんの適格な御指導をいただきながらですね、職員もしっかりとこの間、取り組んできた。</p> <p>いろいろと状況を見ながら、事務局の職員の体制もしっかり整えてきたというふうに考えておりますし、監査の内容についても、3名体制にした頃は大変いろんなことを初歩的なことも含めて御指摘を受けたり、厳しく御指導、指摘をいただいたということもありますが、ここ数年においては、監査の指摘事項も随分と少なくなってきたと考えており、効率的で効果的な監査体制も整ってきたというふうに考えている。</p> <p>今言いましたようなことを全体的に総合的に判断して、2名体制でやっていくということは可能ではないかなということ判断をしたということ。</p> <p>この3名体制を2名体制にするということについては最近そういうことを検討し出したということではなくて、8年前からもそういうことについてはいろいろと議論をしてきているということで、ただ現実的に、監査委員さんの任期等もあるということも考慮して、今回の条例改正の提案になったということ。</p>
議員	13番 中村	<p>・条例改正を出すからには、こういうふうに3人から2人にしても、監査機能は決して衰えないと、こういうふうにするから大丈夫なんだと。</p> <p>あるいは、情勢のこういうふうに変った、職員体制もこう変ったということを具体的に示して、理解を得るような説明していただきたいなっていうふうに思って質問したわけですが、やはり難しいんだらうなというふうに思うんですが、その説明にいま一度していただければ。</p>
議長	西原	<p>・前段、副町長が監査機能の強化の部分は職員体制を整えたという部分と情勢の変化っていうのは、12年間やってきてというそういう答弁であって、同じ答弁になると思うが。</p>
議員	13番 中村	<p>・わかりました。</p>
副町長	佐藤	<p>・歯切れの悪い答弁してるもんですから、何となくまた質問をせざるを得ないような状況に陥らせてしまったのではないかと感じて大変申しわけない。</p> <p>監査の体制については、人数が例えば3名から2名になったからといって、今やっている監査内容をどうしたらいいのかっていうことを町側から確認をしたり町側からこのところの監査をやらなくてもいいだろうということをお願いしたりということは難しかったということもある。</p> <p>現実的には、2名体制が3名体制になった時もそうですけれども、監査委員の皆さんの中で、それじゃこういう監査は今まで他ではやられてないような監査もあるんだけど、うちの町はやろうというようなことで、この12年間他の市町村でやってないような監査もやっていただいたというのは事実としてある。</p> <p>そういうことも含めて、2名体制になった場合、あるいはこの12年間でいろいろと執行機関側が改善してきたこと等も踏まえて、体制としてはどのような監査をどんな形でやっていく</p>

		<p>のかつてというのは、監査委員の協議の中で決めていただければなというふうに思います。</p> <p>いずれにしても、事務局の体制もしっかり整えましたし、職員が提出する書類等についても、今、効率化を図ってペーパーレス化だとかも進めて対応してきているので、そういう意味では、監査委員さんの負担も少しずつ軽減されてきたということ考えた上での今回の判断だということ。</p>
議員	3番 田村	<p>・ちょっと関連しますけれども、確かに事務局に2名専従置いているところはほとんどない。そして12年間、私も経験者でありますけれども、そういう中である程度ルールが引かれてきているのは間違いない。</p> <p>そして自治法の改正によって、監査基準というのが全国一律決まりましたから、それに乗っ取ってやるということと、監査専門員の報酬というのはうちの町だけの条例化されてますから。</p> <p>ですから、そういうのも使えるということも含めて、効率的な監査ができるという判断をしたと思うんですが、その通りですね。</p>
副町長	佐藤	<p>・今、田村議員の方から助け船のような形で質問をいただきました。</p> <p>自治法が平成30年に改正され、今、田村議員の質問にあったようにいろんな項目が追加されたり、順次改正していくということになってきている。</p> <p>監査専門員のことについても、どうしても専門的な監査が必要な場合は、監査専門員を置くことも条例改正でも、監査委員の方から指摘を受けてやっておりますし、いろんな部分で監査基準についても今しっかりと監査委員の方で毎年作っていただいて、我々もそれを準じて、監査を受けているという状況にあるので、田村議員質問のとおりです。</p>
議長	西原	休憩 13:52
議長	西原	再開 14:00
議長	西原	<p>日程第16 別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第21号）</p> <p>日程第17 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第22号）</p>
議長	西原	<p>・ 議案第21号から議案第22号の2件については、一括議題とする。</p> <p>一括説明</p>
福祉課長	干場	内容説明
議長	西原	質疑なし
議長	西原	<p>日程第18 別海町証紙条例の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第23号）</p> <p>日程第19 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第24号）</p>
議長	西原	<p>・ 議案第23号から議案第24号の2件については、一括議題とする。</p> <p>一括説明</p>
町民課長	皆川	内容説明
議長	西原	質疑なし
議長	西原	<p>日程第20 別海町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第25号）</p> <p>日程第21 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について（町長提出議案第26号）</p>
議長	西原	<p>・ 議案第25号から議案第26号の2件については、一括議題とする。</p> <p>一括説明</p>
事業課長	外石	内容説明
管理課長	松田	内容説明
議長	西原	質疑なし

議長	西原	日程第22 根室町村等公平委員会規約の変更について（町長提出議案第28号）
総務部次長	入倉	内容説明
議長	西原	質疑なし
議長	西原	日程第23 工事請負契約の締結について（グリーンハイツ長寿命化改修建築主体工事） （町長提出議案第29号）
財政課長	角川	内容説明
議長	西原	質疑なし
議長	西原	日程第24 工事請負契約の締結について（イースタウン寿団地公営住宅改修建築主体工事（2号棟））（町長提出議案第30号）
財政課長	角川	内容説明
議長	西原	質疑なし
議長	西原	日程第25 工事請負契約の一部変更について（北海道公設光ファイバ整備事業推進協議会 高度無線環境整備工事）（町長提出議案第31号）
財政課長	角川	内容説明
議長	西原	質疑なし
議長	西原	日程第26 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について （町長提出議案第32号）
財政課長	角川	内容説明
議長	西原	質疑なし
議長	西原	日程第27 町道の路線認定及び廃止について（町長提出議案第33号）
管理課長	松田	内容説明
議長	西原	質疑なし
議長	西原	日程第28 根室町村等公平委員会委員の選任について（町長提出同意第1号）
町長	曾根	内容説明
議長	西原	質疑なし
議長	西原	・一部事務組合及び広域連合議会のため、3月4日を休会とする。
議長	西原	異議なし
議長	西原	15:04 散会